

可燃ごみ(燃えるごみ)の 清掃事務所への直接搬入

清掃事務所 ☎63-1614

搬入時間: 8時30分～16時(土、日、祝日も可)

※ただし、12/31は12時まで。1/1～1/3は休み。

ゴールデンウィーク、お盆、年末年始は
直接搬入の車が多く、大変混み合います。
なるべく地域の集積所をご利用ください。



ごみ直接搬入のルール

- ◆安全のため必ず搬入係員の案内に従ってください。
- ◆直接ごみを持ち込まれる際には**搬入手数料200円が必要です**。
 - ・搬入受付手数料は1回の搬入につきお支払い頂きます。
 - ・お支払いは回数券と現金のみとなります。
- ◆ごみの外観、中身について
 - ・家庭ごみは、指定のごみ袋でなくても搬入できます。
 - ・**中身の見える透明または半透明**の袋に入れて搬入してください。
 - ・**事業系ごみは、事業用の指定ごみ袋で搬入**してください。
 - ・袋の口は固く結んでください(清掃事務所敷地内での袋詰め作業はできません)。
 - ・**不燃ごみは絶対に入れない**でください。
 - ・**ボランティア清掃以外のごみ**を、ボランティア清掃専用のごみ袋に入れて搬入することはできません。
- ◆適正なごみ処理を行うため、持ち込まれたごみや搬入者の住所を免許証などで確認させていただく場合があります(特に、トラック等で搬入され、家庭ごみと申告された場合等)。
- ◆**不適物、ルール違反が確認された場合**は、お持ち帰りいただきます。

回数券を販売しています

清掃事務所とリサイクルプラザでは両施設で利用できる回数券を販売していますのでご利用ください。

◆1冊 2,000円(200円券×10枚)



直接搬入の制限

- ◆搬入できるごみ袋の大きさは**90リットル**までです。
- ◆1日のごみ搬入量は**1トン**までです。
- ◆ふとん、マットレス(不燃物装備無)はごみ袋に入れてください。搬入量は**1日10袋**までです。
- ◆草は土を落とし乾燥させて、木は太さ**10cm以下**にして、ごみ袋へ入れてください。
- ◆搬入車両は**2トン車以下**に限りです。
- ◆ダンプ機能を使用してのごみ投入はできません。

紙類(資源ごみ)の持ち込み

- ◆資源としてリサイクルできる紙類は、ひもで縛って「紙類置き場」へ。



新聞紙 段ボール その他の紙

※詳しい分別方法は、3ページをご覧ください。

直接搬入Q&A



Q なぜ、90リットルを超えるサイズの袋では搬入できないのですか?

A 90リットルを超えるサイズの袋を焼却しようとする、炉内入口で詰まるおそれがあるためです。

Q 市販の黒い袋で搬入できませんか?

A 搬入時に不燃ごみなどの不適正物が混入していないか確認するため、中身の見える透明か半透明の袋での搬入をお願いします。

Q 新聞や段ボールなどの紙類だけを清掃事務所に搬入したいのですが、搬入受付手数料は必要ですか?

A 紙類(資源ごみ)だけを搬入される場合には、搬入受付手数料は不要です。また、紙おむつ類、在宅医療で発生する一部のごみのみを専用ごみ袋で搬入する場合も搬入受付手数料は不要です。

Q ふとんの搬入方法について教えてください。

A 90リットルまでの中身の見える透明か半透明の袋(ふとん袋は不可)で搬入してください。1日に持ち込める個数は10袋までです(1回あたりの個数ではありません)。ごみ袋は結ぶかテープで止めて口を閉じてください。2枚の袋でふとんを上下に挟み込む形での搬入はできません。なお、45リットルまでの指定袋に入れば地域の集積所にも出せます。

可燃ごみに不燃ごみを混ぜないで

清掃事務所の焼却炉から見つかった不燃ごみ



可燃ごみを燃やした後の残から、たくさんの不燃ごみが見つかっています。こうした不燃ごみは設備の故障の原因となり、修理には膨大な費用と時間がかかったり、修理の間ごみを燃やせなくなったりします。必ず分別ルールを守って可燃ごみを出しましょう。



新聞紙に不燃ごみをこっそり包んで...



こんなことは絶対にしないでね!

中身の見えないごみ袋に不燃ごみをこっそり入れて...



【免除制度について】

世帯全員の方が、定期的に夜勤や宿直などの仕事の都合や、市外の病院へ通院しているなど、地域の集積所が利用困難な場合は、搬入受付手数料を免除することができます。詳しくは、清掃事務所又はリサイクルプラザへお問い合わせください。(受付時間: 月～金(祝日を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00)

一般廃棄物収集運搬業者(許可業者)

収集日に出せない場合や直接搬入ができない場合は、右記の一般廃棄物収集運搬業者(許可業者)に依頼してください(有料)。



地区	業者	連絡先
東地区	舞鶴清掃社	☎62-1466
中地区 西地区(伊佐津川以东) 加佐地区(由良川以西)	舞鶴興進社	☎63-8775
西地区(伊佐津川以西) 加佐地区(由良川以东)	舞鶴浄美社	☎75-1252

ペットが亡くなったら...

犬・猫など小動物死体処理



- ◆小動物の死体(ペット・野良とも)は、清掃事務所で一時保管をした後、市外の動物霊園において処理しています。**お骨を拾うことはできません。**

【ペットを直接搬入する場合】

搬入時間: 8時30分～16時(土・日・祝日も可)
※12/31は12時まで。1/1～1/3は休み。

処理費用: 4,730円

搬入方法: 首輪などは取って、ポリ袋に入れてください。(指定ごみ袋をお使いいただく必要はありません。)

【ペットを直接搬入できない場合】

依頼先: 一般廃棄物収集運搬業者(許可業者・上記一覧参照)
費用: 処理費用4,730円+収集運搬料金3,670円

道路上で死んでいるなど、飼い主が不明な場合

生活環境課(☎66-1005)までご連絡ください。(平日夜間、並びに土・日・祝日は舞鶴市役所宿直☎62-2300へ。)

※収集は18時までとなりますので、夜間受付分は翌日対応となります。